

第4回 広島市入札等適正化審議会概要

- 1 会議名
平成25年度第4回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
平成26年3月27日（木） 午前10時00分～午前11時50分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
木村会長、足立副会長、石井委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか5名
- 5 説明等のため出席した職員（審議順）
水道局配水部管路設計課長
水道局財務課契約担当課長
病院事業局広島市民病院事務室電気設備担当課長
病院事業局財務課長
中区役所建設部地域整備課長
中区役所市民部区政調整課長
道路交通局道路部街路課長
財政局契約部工事契約課長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 審議会の運営に関する要領の改正
広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第1号及び第3号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領

事務局から要領の改正案について、説明を行った。
改正案に対して、委員から意見はなく、原案どおり改正することとなった。
 - (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成25年10月分から12月分まで）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について
事務局から(2)のアからオまでについて、取りまとめて報告を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。
 - (3) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 府中地区揚水管その他新設工事（一次）（条件付き一般競争入札）

- イ 広島市民病院監視カメラ設備改修工事（条件付き一般競争入札）
- ウ 中3区横川江波線信号機等支障移設工事（通常型指名競争入札）
- エ 広島南道路太田川工区橋りょう新設工事（その2）（随意契約（特命））

(3)のアからエまでについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

- (4) 次回の審議会開催日程について
日程については、後日調整を行い、決定することになった。
- (5) 平成26年度第1回審議会で説明を受ける工事の抽出について
今回の会議で審議する事案の抽出は、石井委員が担当することになった。

7 傍聴人の人数
傍聴者 0人

8 発言の要旨
主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

① 府中地区揚水管その他新設工事（一次）（条件付き一般競争入札）

Q1 府中町の事業ではないのか。

A1 広島市の水道事業は、本市域に加え、府中町、坂町の区域を含んで行っている。

Q2 工期が平成25年10月28日から平成28年7月14日までとなっているが、消費税及び地方消費税の課税率はどのような扱いとなっているのか。

A2 契約当初は消費税及び地方消費税の課税率を5%として契約を締結しているが、平成26年4月1日からその税率が8%となるため、平成26年3月末日までに課税率増加部分の変更契約を行うことにしている。

Q3 入札参加資格について、本件の条件を満たす事業者数は、応札した2者のみと考えてよいか。

A3 工種が土木一式工事となり、等級区分はAランクとし、シールド工法の施工実績を有している市内本店又は支店の事業者は103者ある。しかし、東日本大震災による復旧・復興工事等による技術者不足により入札参加者が少ないと思われる。また、本件工事現場は狭隘な道路での施工となり施行難易度が高いことも敬遠された要因とみている。

② 広島市民病院監視カメラ設備改修工事（条件付き一般競争入札）

Q1 本件工事は、カメラ等の部品交換なのか、システムの入替え工事なのか。カメラ等の部品交換であれば、一般競争入札ではなく、随意契約とすることが考えられるが、どうか。

A1 本件工事は、監視カメラのメインシステムの交換となり、新たなシステムという位置づけとなるものであり、一般競争入札としたものである。

③ 中3区横川江波線信号機等支障移設工事（通常型指名競争入札）

Q1 入札の結果において、事業者が辞退、または不参加というのがあるが、この違いは何か。

A1 辞退というのは、事業者が電子入札システムを利用して辞退を入力したものである。また、不参加は、予め入札辞退届が提出されたもの、或いは、入札辞退届の提出も入札もなかったものである。

Q2 指名選考の中で、「ICカード」が「無」とは、どういうことか。

A2 ICカードとは、本市の電子入札で応札する際に用いるカードで、これがないと応札できないため、指名選考の一つの条件としています。

④ 広島南道路太田川工区橋りょう新設工事（その2）（随意契約（特命））

Q1 橋りょうの壁高欄や防護柵等を設置する工事ということだが、橋りょうの本体となぜ一体とした工事として発注しなかったのか。

A1 橋りょうの本体工事においては、建設業法上、土木一式、交通安全施設、舗装の3工種に区分され、これに沿って工事を発注することになる。本件工事は、そのうちの交通安全施設工事に該当し、他の工事とは区分して発注したものである。